

第  
1  
部

総説

# 第1部 総 説

## 第1章 戸田市の環境行政

### 第1節 戸田市の概要

#### 1. 戸田市の環境と地域特性

##### (1) 開発の歴史から見た地域の環境特性

戸田市は、埼玉県の南端に位置し、東西約7.2km、南北約3.9kmで、市域面積は18.17km<sup>2</sup>あります。

元々、戸田市は荒川の氾濫原であり、肥沃な土壌をもつ平地となっていたことから、稲作を中心とした農業集落が形成されていました。

農業集落には、水田、畑、用水路、社寺林、屋敷林といった二次的自然環境が存在し、そこには多様な生物が生息し、人との共生関係が成立していました。

しかし、今日では市内の開発が進み、これらの自然環境の多くは失われてしまいました。また、産業の伸展と住民の増加による住工混在化は人々の住環境の悪化を招いています。

自然環境、住環境の改善と産業の両立など、これからの戸田市の環境を巡っては、様々な問題が山積しています。

また地域の環境のあり方を考えるためには、地球規模の環境問題とも合わせて考えることが重要です。

これからの市の環境行政は地域の環境特性、土地利用の変遷を踏まえ、長期的な視点に基づいて実施することが求められているといえるでしょう。

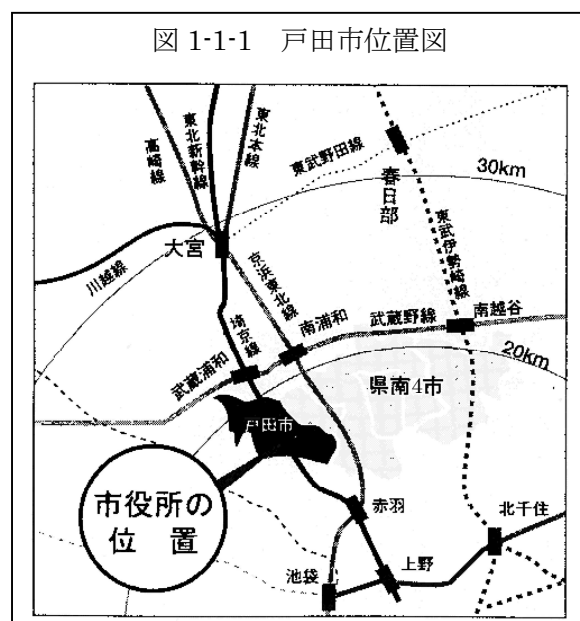
##### (2) 戸田市の環境問題の背景にある首都隣接型立地

近年の戸田市の形成は、昭和8年の戸田橋掛け替えに始まります。首都からの動脈が拡大されたことにより重工業が進出し、戦後は東京の外延化として都内から戸田橋を渡って金属・機械、メッキ、出版・印刷などの小規模の工場が進出してきました。

一方、昭和29年の京浜東北線・西川口駅開業は東部地域に狭小宅地の開発や公団住宅建設を誘発し、ベッドタウン化を急速に進行させました。

その後、昭和39年に笹目橋が完成すると、西部地域では新大宮バイパス開通もあって、倉庫・運送業が進出してきました。

そして、首都圏の好立地を活かすために行われた、東部地域の後区画整理、中央地域の中部区画整理、西部地域の西部区画整理、北部区画整理を引き金に、食品加工、出版印刷、運輸通信なども集中して進出し、産業とベッドタウンの顔を併せ持つ地域になりました。



その後も、首都高速、外かく環状道路の建設と埼京線 3 駅の開通によって都市型産業の進出の一方で、中高層マンション・商業施設の開発も盛んに行われています。

戸田市は、首都隣接立地による長短両側面を有するまちです。利便性が高く、経済、政治、文化、等々の潜在力も高いまちです。それはまちに活力と利便性をもたらすと同時に環境全般では短所にもなります。道路網の集中は大気汚染、騒音・振動、交通危険、交通渋滞を引き起こしました。開発と産業進出の影響は河川の汚濁、緑地の減少、住工混在による公害・苦情の多発、そして豊かであった自然性の消失となって現れました。

こうした過去から引き継いだ地域特性を踏まえ、外部からの環境影響要因を規制しながら、開発と環境保全を調整したまちづくりが今後の課題になっています。

## 第2節 環境行政のあゆみ

年月日	戸田市	国・埼玉県
S31. 6. 11		工業用水法の制定
S33. 12. 25		公共用水域の水質の保全に関する法律の制定
12. 25		工場排水等の規制に関する法律の制定
S37. 5. 1		建築物用地下水の採取の規制に関する法律の制定
6. 2		ばい煙の排出の規制等に関する法律の制定
6. 6		埼玉県公害防止条例の制定
S38. 7. 1	工業用水法に基づく地下水採取規制地域に指定される	
S42. 8. 3		公害対策基本法の制定
S43. 6. 10		大気汚染防止法の制定
6. 10		ばい煙の排出の規制等に関する法律の制定
6. 10		騒音規制法の制定
S44. 5. 1	総務部庶務課に交通公害係を設置	
5. 8	戸田市都市計画用途地域の告示	
10. 11		埼玉県公害防止条例の全面改正
S45. 6. 1		公害紛争処理法の制定
7. 1	騒音規制法に基づく地域指定を受ける	
7. 18	戸田市をはじめ県南地域に初めて光化学スモッグによる被害発生	
10. 1	総務部に公害交通課公害係を設置	
11. 1		第64回臨時国会（公害国会）が開かれ公害対策基本法の一部改正を含む公害関係14法案の審議が行われる
12. 25		水質汚濁防止法の制定（公共用水域の水質の保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律の廃止）
S46. 4. 1	戸田市公害対策審議会条例の制定	
6. 1		悪臭防止法の制定
7. 1		環境庁の設置
S47. 4. 1	市庁舎において大気汚染常時監視測定を開始	
5. 1	建築物用地下水の採取を規制する地域に指定される	
6. 5		ストックホルムで第1回国連人間環境会議が開催される「人間環境宣言」
S48. 6. 5		第1回環境週間実施（初の世界環境デー）

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
8. 1	市民生活部市民安全課公害係となる	
S49. 2. 1	悪臭防止法に基づく規制地域に指定される	
12. 19	戸田市あき地の環境保全に関する条例の制定	
S50. 5. 1	建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく経過措置期間の終了に伴い、基準を満たさない井戸による地下水採取が禁止となる	
S51. 6. 10		振動規制法の制定
8. 1	工業用水法水源転換府省令により、工業用水法に基づく基準を満たさない井戸による地下水採取が禁止となる	
9. 28	本市を含む県南 7 市が硫黄酸化物の総量規制方式導入の地域指定を受ける	
11. 1	市民部市民相談課公害係となる	
S53. 2. 1	振動規制法に基づき規制地域に指定される	
7. 11		環境庁が二酸化窒素環境基準を大幅緩和
10. 11		埼玉県公害防止条例の全面改正
S56. 2. 13		埼玉県環境影響評価に関する指導要綱の制定
S59. 2. 21	戸田市工業団地協同組合設立総会開催	
3. 10	第 1 回市民環境意識調査の実施	
5. 1	市民部環境保全課環境保全係となる	
6. 28	建設省関東地方建設局北首都国道工事事務所より東京外かく環状道路計画に関する環境アセスメント（案）が提示される	
8. 20	第 2 回市民環境意識調査の実施	
11. 8	建設省関東地方建設局大宮国道工事事務所より都市高速道路戸田線計画に関する環境アセスメント（案）が提示される	
S60. 1. 29	戸田地区共同利用建物（ミニ工業団地）に係る公害防止事業団と戸田市工業団地協同組合との土地建物譲渡契約締結	
2. 16	東京外かく環状道路及び新大宮バイパスの都市計画変更に関する地元説明会が開催される	
3. 14	東北・上越新幹線（上野～大宮間）開業	
9. 7	ミニ工業団地起工式	
9. 30	埼京線開通	
10. 1	東京外かく環状道路及び都市交通道路戸田線都市計画（変更）される	
S61. 3. 30	ミニ工業団地竣工	
S62. 2. 21	「川を考える市民の集い」開催される	
11. 12	「戸田の川を考える会」発足	

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
S63. 5. 20		特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の制定
8. 26		水質汚濁防止法施行令一部改正 (特定施設飲食店等4業種の追加)
H2. 1. 23	「戸田の川を考える会」(研究開発部会)が上戸田川天神橋下に木炭を利用した河川浄化実験を実施	
6. 22		水質汚濁防止法一部改正 (生活排水対策に係る規定及び指定地域特定施設の制度を創設)
8. 6	戸田市公害対策審議会開催(新大宮バイパス線の低周波空気振動測定結果について報告、首都高速道路板橋戸田線及び東京外かく環状道路の工事進捗状況の現地視察)	
10. 1	環境常時監視測定局測定開始 ・中町局(二酸化硫黄、一酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、オキシダント等)	
11. 27	首都高速道路板橋戸田線が「戸田南」入出路まで供用開始	
H3. 3. 31	「戸田の川を考える会」(研究開発部会)が『第3回河川調査報告書』を刊行	
6. 1		第1回環境月間実施
8. 5	東京外かく環状道路及び首都高速道路板橋戸田線に係る環境常時監視施設に関する協定締結	
12. 25	日本道路公団より環境常時監視測定施設の移管を受ける(修行目公園内、藪雨公園内)	
H4. 1. 1	環境常時監視測定局の測定開始 ・修行目局、藪雨局(一酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、騒音等)	
3. 30		埼玉県公害防止条例の一部改正(悪臭規制の強化、4年10月1日施行)
5. 20	首都高速道路公団より環境常時監視測定施設の移管を受ける(笹目橋派出所敷地内の早瀬局)	
6. 1	環境常時監視測定局の測定開始 ・早瀬局(一酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、騒音等) ・美笹局(騒音)	
6. 3		環境と開発に関する国連会議(地球環境サミット)ブラジルにて開催
6. 3		「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NOx法)の公布
11. 26	国道298号線供用開始	
11. 27	東京外かく環状道路(三郷～和光間)供用開始	

年月日	戸田市	国・埼玉県
H5. 3. 18	首都高速道路公団より環境常時監視施設の移管を受ける(砂場公園内)	
4. 1	環境常時監視測定局の測定開始 ・砂場局(一酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、騒音等)	
6. 9		ラムサール条約第5回締結国会議を釧路市にて開催
6. 18		悪臭防止法施行令の一部改正(プロピオンアルデヒド等10物質の追加、埼玉県においては7年4月1日施行)
9. 17	埼玉県から電気自動車(ダイハツ社製)を貸与	
10. 26	首都高速道路5号池袋線(戸田南~美女木インター間)供用開始	
11. 19		環境基本法公布施行(公害対策基本法の廃止)
12. 1		自動車NOx法に基づく車種規制の施行
H6. 3. 30		東京外かく環状道路(和光~大泉インター間)供用開始 ※以降、名称を東京外環自動車道とする。
3. 31	「戸田の川を考える会」が『河川浄化対策の実験研究報告書』を刊行	
4. 21		悪臭防止法施行規則の一部改正(メチルメルカプタン等硫黄系4物質の排出水中における規制基準の設定)
8. 1	戸田市環境審議会条例の施行(戸田市公害対策審議会条例の改正)	
12. 26		埼玉県環境基本条例の制定 埼玉県環境影響評価条例の制定
H7. 7. 7		最高裁が、騒音測定評価方法については道路騒音訴訟の受認限度判断は等価騒音レベルで行うことを確定(国道43号線訴訟)
H8. 2. 28		埼玉県環境基本計画の決定、公表
3. 26	都市計画新用途地域を決定(用途区分が6種類から8種類となる)	
5. 29		環境庁「ダイオキシンリスク評価検討会」及び「ダイオキシン排出抑制対策検討会」を設置
H9. 1. 23		ごみ処理に係るダイオキシン発生防止等ガイドライン(新ガイドライン)まとまる
3. 12		中央地域野焼き防止協議会の設置

年月日	戸田市	国・埼玉県
3. 21		埼玉県が「廃棄物焼却炉のばい煙排出抑制に関する指導指針」を策定。 (9年7月1日施行)
4. 1		埼玉県において環境生活部の設置
6. 13		環境影響評価法の公布
8. 8	ダイオキシン調査実施(埼玉県調査、2回実施)	
8. 29		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布(9年12月施行)
10. 14	戸田市野焼きパトロール	県中央地域一斉野焼きパトロールの実施
12. 11		地球温暖化防止京都会議(COP3)開催、「京都議定書」採択
H10. 2	ダイオキシン総合パイロット調査を実施 (環境庁による)	
3	ごみ処理基本計画策定	
10. 9		地球温暖化対策の推進に関する法律公布
H11. 4. 1	市民生活部環境クリーン課となる	
4. 1		環境基本法一部改正(環境基準の改正)
4. 1		埼玉県公害防止条例一部改正 (小型焼却炉の規制強化)
7. 16		ダイオキシン類対策特別措置法の公布
11	環境に関する市民アンケート実施	
12. 20	戸田市望ましい環境を創造する市民懇話会設置	
12. 22		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の改正
H12. 1. 15		ダイオキシン類対策特別措置法施行
4. 1	環境基本条例施行	
4. 1	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の飼養登録に係る事務の権限移譲	
4. 1	埼玉県公害防止条例に基づく騒音、振動の届出、及び指導並びに悪臭、野外焼却の指導に係る事務の権限移譲	
4. 20	ISO14001 認証取得にむけ環境方針を宣言	
5. 17		悪臭防止法の改正
5. 31		建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律の公布
5. 31		ダイオキシン類対策特別措置法の改正
6. 2		循環型社会形成推進基本法の公布
6. 2		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正



年月日	戸田市	国・埼玉県
6. 7		食品循環資源再生利用促進法の公布
6. 7		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進策に関する法律の改正
6. 7		特定家庭用機器再商品化法の改正
6. 7		資源の有効な利用の促進に関する法律の改正
6. 24 ~25	とだ環境フェア2000開催	
10	戸田市環境保全率先実行計画を策定	
H13. 3		埼玉県環境基本計画の改正
3. 30	ISO14001 認証取得	
6. 22		フロン回収破壊法の公布
7. 17		埼玉県生活環境保全条例制定
10. 27 ~28	とだ環境フェア2001開催	
11. 1	戸田市堤外笹目橋上流地域が鳥獣保護区に指定	
12. 20	戸田市都市景観条例制定	
H14. 3	戸田市環境基本計画策定	
3. 13	墓地、埋葬等に関する法律施行条例制定 (14年4月1日施行)	
4. 1	リサイクルプラザ稼働開始	
4. 1	水道法に基づく専用水道の認可及び指導に係る事務の権限移譲	
4. 1	浄化槽法に基づく届出に係る事務の権限移譲	
4. 1	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく有害鳥獣捕獲、販売禁止鳥獣等の販売の許可に係る事務の権限移譲	
4. 1	埼玉県生活環境保全条例に基づく騒音、振動の届出、及び指導並びに悪臭、野外焼却の指導に係る事務の権限移譲	埼玉県生活環境保全条例施行 (埼玉県公害防止条例廃止14年3月31日)
4. 1	墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、納骨堂、火葬場の経営許可等に係る事務の法令移譲	
4. 1	化製場等に関する法律に基づく化製場の設置等に関する事務の権限移譲	
5. 21	とだ環境ネットワーク創設(第1回全体会) とだ環境コミュニティスペース(ECOS)開設	
5. 29		土壌汚染対策法公布(15年2月15日施行)
6. 4		気候変動枠組み条約・京都議定書批准(国連寄託)
6. 7		エネルギーの使用の合理化に関する法律改正
7. 12		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
10. 26 ~27	とだ環境フェア2002開催	
12. 1		小型焼却炉の使用規制強化
H15. 2. 15		土壌汚染対策法施行
3. 18		埼玉県自然環境保全条例、埼玉県希少野生動植物の保護に関する条例の改正
5. 9		エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の改正
6. 18		大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律の改正
7. 16		国等による環境物品等の推進等に関する法律の改正
7. 25		環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布（15年10月1日施行）
10. 25	とだ環境フェア2003開催	
H16. 2. 6		埼玉県生活環境保全条例の改正
3. 2		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正
3. 10		大気汚染防止法の改正
3. 10		環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の制定
10. 23 ~24	とだ環境フェア2004開催	
H17. 2. 16		京都議定書発効
3. 1	戸田市環境保全率先実行計画（第2期）策定	
3. 16	戸田市環境対策基金条例施行	
4. 1	市民生活部環境クリーン室となる	
4. 1	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業開始	
6. 16	クールビズ開始	
7. 17		知床の世界自然遺産登録
10. 22 ~23	とだ環境フェア2005開催	
H18. 2. 2	市庁舎太陽光発電火入れ式	

年月日	戸田市	国・埼玉県
2. 10		石綿による健康被害の救済に関する法律施行
3. 30	市庁舎風力発電竣工式	
4. 25		水俣病公式確認50年にあたり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する会議
6. 2	戸田市地球温暖化対策推進事業補助金開始	
10. 28 ~29	とだ環境フェア2006開催	
10. 30		アジア3R推進会議
H19. 3	戸田市環境基本計画見直し	
4. 1	高効率給湯器等設置費補助事業開始	
6. 1 ~23	ジャパンフラワーフェスティバルさいたま 2007金賞受賞	
10. 17	フラワーセンター戸田設立	
10. 27 ~28	とだ環境フェア2007開催	
11. 22		国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律施行
12. 15	サステナブル都市第3位	
12. 22	キャンドルナイト in とだ開催	
H20. 4. 1		エコツーリズム推進法施行
6. 1	戸田市ポイ捨て及び歩行喫煙をなくす条例施行	
6. 6		生物多様性基本法公布
6. 13		地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布
6. 21	12万人のキャンドルナイト in とだ開催	
7. 7 ~9		G8 北海道洞爺湖サミット
10. 25 ~26	とだ環境フェア2008開催	
11. 14		オフセット・クレジット制度の創設
H21. 1. 23		温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」打ち上げ
2	戸田市環境保全率先実行計画（第3期）策定	
2		埼玉県地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050）策定
3. 31		埼玉県地球温暖化対策推進条例制定
3. 31		地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令公布
6. 20	第3回「12万人のキャンドルナイト in とだ」開催	

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
6. 23		「地球温暖化対策の推進に関する法律関係省令」公布
9. 9		「微小粒子状物質に係る環境基準について」告示
10. 24 ～25	とだ環境フェア2009開催	
11. 30		「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」告示
12. 21	戸田市地球温暖化対策条例制定	
12. 29	サステナブル都市第16位	
H22. 3. 8	戸田市環境方針改定	
3. 23	埼玉県環境みらい都市認定	
4	事業者用環境配慮設備等導入支援事業開始	
4		埼玉県地球温暖化対策条例に基づく自動車地球温暖化対策計画制度開始
6. 19	第4回「12万人のキャンドルナイト in とだ」開催	
10. 8		「地球温暖化対策基本法案」閣議決定
10. 23 ～24	とだ環境フェア2010開催	
10. 18 ～29		生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)開催(愛知県名古屋市)
H23. 3	戸田市地球温暖化対策実行計画策定	
3		埼玉県 EV・PHV タウン推進アクションプラン策定
3		水質汚濁防止法の一部を改正する法律の公布(地下水汚染の未然防止措置)
4.	戸田市電気自動車等導入費補助事業開始	
4. 1	工業用水法に基づく許可及び指導に係る事務の権限移譲	
4. 1	浄化槽法に基づく指導に係る事務の権限移譲	
4. 1	埼玉県生活環境保全条例に基づくアイドリング・ストップの指導に係る事務の権限移譲	
4. 1	埼玉県生活環境保全条例に基づく地下水採取の許可、届出及び指導に係る事務の権限移譲	
8. 30		「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法」公布

年月日	戸田市	国・埼玉県
9. 1	戸田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行(墓地、埋葬等に関する法律施行条例の全部改正)	
10. 16	サステナブル都市第10位	
10. 22 ~23	とだ環境フェア2011開催	
11. 28 ~12. 7		気候変動枠組条約第17回締結国会議(COP17)及び京都議定書第7回締結国会合(COP7/MOP7)(ダーバン(南アフリカ))
12. 13		「地球温暖化対策のための税」の導入等を盛り込んだ「平成24年度税制改正大綱」閣議決定
H24. 4. 1	騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準等の指定に係る事務の法令移譲	
4. 1	振動規制法に基づく規制地域及び規制基準等の指定に係る事務の法令移譲	
4. 1	悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準等の指定に係る事務の法令移譲	
4. 4	電気自動車用急速充電器運用開始(戸田市文化会館北側駐車場)	
4. 27		「環境基本計画」閣議決定
6. 23	第6回「12万人のキャンドルナイト in とだ」開催	
8. 10		「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」公布
10	第22回全国花のまちづくりコンクール花のまちづくり大賞(国土交通大臣賞)受賞	
10. 8		生物多様性条約第11回締結国会議(COP11)(ハイデラバード(インド))
10. 31		原子力災害対策指針の策定
11. 26		気候変動枠組条約第18回締結国会議(COP18)及び京都議定書第7回締結国会合(COP8/MOP8)(ドーハ(カタール))
H25. 2. 17	とだ環境フォーラム開催	
3	戸田市環境基本計画見直し	
3	ごみ処理基本計画見直し	
3. 15		「当面の地球温暖化対策に関する方針」決定(地球温暖化対策推進本部)
4. 1	環境経済部を設置 市民生活部環境クリーン室が環境経済部環境政策課及び環境クリーン推進課となる	
4. 1	モニタリングポストによる空間放射線量の常時測定開始	

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
4. 1	水道法に基づく専用水道の認可及び指導並びに簡易専用水道の指導に係る事務の法令移譲	
4. 1	浄化槽法に基づく設置届出内容が相当と認める通知に係る事務の権限移譲	
4. 1	埼玉県生活環境保全条例に基づく騒音、振動に係る規制地域及び規制基準の指定の権限移譲	
5		埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画策定
6. 23	第7回「13万人のキャンドルナイト in とだ」開催	
11. 11		気候変動枠組条約第19回締結国会議(COP19)及び京都議定書第9回締結国会合(COP9/MOP9)(ワルシャワ(ポーランド))
11. 15		地球温暖化対策推進本部(2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比で3.8%減とする)
11. 15		「攻めの地球温暖化外交戦略」策定・公表
H26. 3. 25		気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第38回総会及び第2作業部会第10回会合(～30日、神奈川県横浜市)において、IPCC第5次評価報告書第2作業部会報告書の政策決定者向け要約(SPM)の承認・公表、第2作業部会報告書本体の受諾

### 第3節 戸田市の環境行政機構

#### 1. 行政機構図

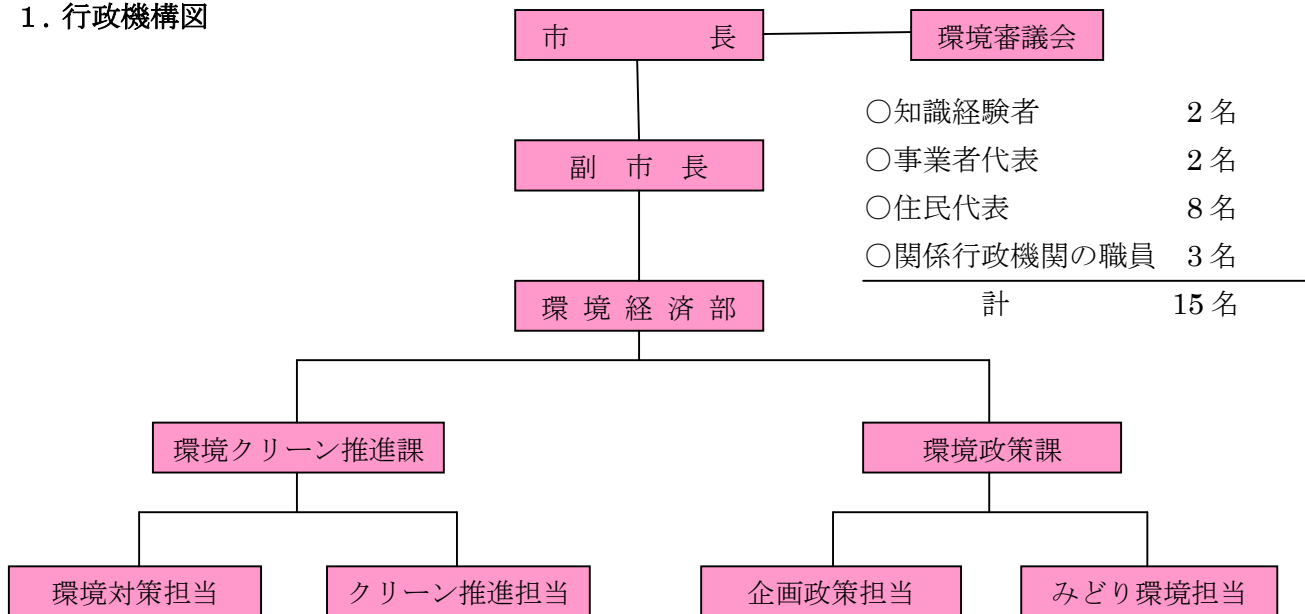


図 1-1-2 行政機構図（平成25年4月1日現在）

#### 2. 事務分掌

##### 【環境政策課】

- 1 環境基本政策に係る企画立案及び推進に関する事
- 2 環境基本計画に関する事
- 3 環境マネジメントシステムに関する事
- 4 環境団体等の活動の支援と協働に関する事（環境衛生団体を除く）
- 5 省エネルギー及び省資源に係る施策の企画立案及び総合調整に関する事
- 6 新エネルギーに係る施策の企画立案及び総合調整に関する事
- 7 地球温暖化対策に係る施策の企画立案及び推進に関する事
- 8 自然保護に関する事（野生鳥獣を除く）
- 9 「環境未来都市」構想に係る施策の企画立案及び総合調整に関する事
- 10 「緑の分権改革」の推進に関する事
- 11 緑化の推進に関する事
- 12 市の木及び市の花の推進に関する事
- 13 緑の基本計画に関する事
- 14 水と緑を活かしたまちづくりに係る事業の総合調整に関する事
- 15 首都圏近郊緑地保全に関する事
- 16 緑化推進に係る戸田市公園緑地公社との連携に関する事
- 17 部内各課の所管に属さない事

##### 【環境クリーン推進課】

- 1 廃棄物処理の企画及び調整に関する事。
- 2 野生鳥獣の保護、捕獲及び飼養並びにヤマドリの販売許可に関する事。
- 3 化製場の設置等に関する事。

- 4 騒音、振動、悪臭、電磁波その他環境に悪影響を与えるおそれのあるものに関する事。
- 5 公害発生源の監視及び調査並びに公害防止指導に関する事。
- 6 公害に係る苦情相談及び紛争処理に関する事。
- 7 環境関係法令に基づく届出、指導、勧告、命令その他行政措置に関する事。
- 8 環境衛生に対する市民団体等の活動の支援及び市民団体等との協働に関する事。
- 9 ダイオキシンその他の化学物質による汚染に関する事。
- 10 放射性物質の汚染に係る調査及び除染指導に関する事。
- 11 廃棄物の減量化及びリサイクルに関する事。
- 12 廃棄物の収集運搬に関する事。
- 13 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関する事。
- 14 廃棄物の不法投棄の取締りに関する事。
- 15 し尿処理に関する事。
- 16 浄化槽の規制、指導等に関する事。
- 17 専用水道及び簡易専用水道に係る届出、命令その他行政措置に関する事。
- 18 感染症に関する事。
- 19 衛生害虫、植物害虫及びねずみ族の駆除に関する事。
- 20 狂犬病予防及び野犬の取締りに関する事。
- 21 蕨戸田衛生センター組合との協働及び協力に関する事。
- 22 墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可等に関する事。
- 23 地下水の採取規制に関する事。